調査対象及び調査事項

学習塾について

1. 調査対象

(1) **学習塾の調査対象**は、小学生、中学生、高校生などを対象として、常設の施設において、学校教育の補習教育又は 学習指導を行う事業所(校舎、教室)である。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ①予備校などの各種学校(学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所)
- ②社会通信教育 (小中高校生等向けの通信教育を含む。)
- ③家庭教師
- ④乳幼児教育

2. 調査事項

(1) 事業所数は、調査結果(平成25年7月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。 「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業 所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、<u>**該当事業所数**</u>とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては 複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) <u>経営組織別</u>は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。
- (3) 資本金額(又は出資金額)は、平成25年7月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) フランチャイズは、フランチャイズチェーンへの加盟の有無。
- (5) **従業者数**は、平成25年7月1日現在の数値。
 - ①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(学習塾業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

- ア「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」
- a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。
- b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
- c 常用雇用者とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」 又は「平成25年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

- ·「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
- ・「パート・アルバイトなど」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。
- ・「就業時間換算雇用者数」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定 労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
- イ 「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所全体の従業者(2.(5))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。
- ②「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。
- (6) **事業従事者数**は、平成25年7月1日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2.(5))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

- ① <u>主たる業務(学習塾業務)の部門別事業従事者数</u>は、学習塾業務に従事する、下記の部門別の事業従事者数をいう。
- ア「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算などの業務に従事する者や学習塾業務の受注契約、委託者の意向を自社内の各部門へ伝達するなどの業務に従事する者。

イ「講師」

- ・「専任(月給制)」とは、専任として雇用されている講師。
- ・「非専任(時給制)」とは、非専任の講師。自社の本社や他の支店などから派遣されている講師、雇用関係は無いが他社や個人との契約に基づき従事している講師を含む。
- ウ 「警備員」とは、学習塾施設内・外を巡回し塾生の安全を確保するための業務に従事する者。
- エ 「その他」とは、上記以外の業務に従事する者。
- ② うち、別経営の事業所から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。
- (7) **年間売上高**は、平成24年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「学習塾業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

また、乳幼児教育による売上げは、「その他業務」の「その他の業務」に含まれる。

- (8) 受講生区分別における、指導方式については以下のとおり。
 - ①「個別指導方式」とは、一人の教師が3人以下の生徒に対し個別に指導する形態。
 - ②「集団指導方式」とは、一人の教師が4人以上の生徒を指導する形態。
- (9) 収入種類区分別は、以下のとおり。
 - ①「入会金収入」とは、入会金(入塾金)による収入。
 - ②「受講料収入」とは、授業を受講する際に必要な受講料による収入。入会金を除く。
 - ③「教材料売上高」とは、授業を受講する際に必要な教材料等による収入。

ただし、教材料が受講料に含まれている場合は、受講料収入に含める。

また、主として通塾生を対象とした模擬テストによる売上高については、当欄に含める。

④「その他」とは、上記以外の学習塾業務部門に係わるすべての収入。

(10) 講座数、受講生数等

①「講座数」は、受講者を募集した講座を1講座とする(1年間に開いた講座、授業の総コマ数ではない。)。受講生区分別(小学生、中学生、高校生以上)に受講者を募集した場合はそれぞれ1講座とする。また、夏期・冬期・春期等期間限定の短期講習もそれぞれ1講座として数える。

例:2科目選択コースで国語・英語選択者と数学・理科選択者がいる場合や週に1回、週に2回授業するものがある場合はそれぞれ1講座と数える。

ア集団指導方式の場合

設定しているコースの種類数が、講座数となる。

イ 個別指導方式の場合

受講科目の組合せが異なったり、授業頻度、授業計画が異なったりする場合には、それぞれ1講座として数える。

- ②「受講生数(在籍者数)」は、平成24年12月31日現在の在籍者数。「うち、新規」は、平成24年12月31日現在の在籍者数のうち、平成24年1月1日以降に入会した受講生の在籍者数。
- ③「年間延べ受講生数」は、平成24年1月1日から12月31日までの講座を受講した生徒数。
 - ア 集団指導方式の場合

設定しているコースごとに受講生を足し上げる。

〈計算例〉

中学校受験コース 20 人、夏期講習 30 人、冬期講習 28 人、春期講習 20 人の場合 20+30+28+20=98 人

イ 個別指導方式の場合

平成24年1月1日から12月31日までに、短期間でも在籍した受講生。

④「年間延べ講座開設時間数」は、延べ授業時間数。

〈計算例〉

ア 短期講習がある場合

通常期 1日2時間×週2回×40週=160時間

夏期講習 1日3時間×20回 = 60時間

冬期講習 1日3時間×7回 = 21時間

春期講習 1日3時間×6回 = 18時間

合計 160+60+21+18=259 時間

イ 短期講習がない場合

1日2時間×週2回×45週=180時間

(11) 入会金・講座単価等は、

- ①「**入会金単価別」**は、入会金設定がある場合における一人当たり入会金。複数の入会金設定がある場合には、当該 事業所の主たる講座の入会金を記入している。
- ②「講座の 1 時間当たり受講料別」は、講座の 1 時間当たり受講料。1 講義 50 分など 1 時間でない場合は、1 時間換算とした。複数の受講料設定がある場合には、当該事業所の主たる講座の受講料を記入している。
- ③「うち、受講料の前受金あり」は、「講座の1時間当たり受講料別」事業所数のうち数で、事前に2か月を超える受講料を受け取っている事業所数。

- (12) 「学習塾業務」におけるインターネットを活用した指導方法の採用の有無等は、インターネットによるパソコンや携帯端末等を用いた授業及び学習教材の提供などを行っている事業所数。
- (13) <u>年間営業費用</u>は、平成24年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「広告宣伝費」、「警備費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。)。
 - ①「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの。)及び 退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

- ②「**外注費」**は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。
- ③「広告宣伝費」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)。
- ④「**警備費」**は、外部会社のセキュリティシステム導入に係る費用及び派遣等による警備員等の警備業務に係る費用。
- ⑤「減価償却費」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。
- ⑥**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。
- ア 「土地・建物」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極 駐車料金も含む。
- イ**「機械・装置」**は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。
 - ・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの賃借料の額。
 - ・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の 賃借料の額。
- ⑦「その他の営業費用」は、上記①~⑥以外の営業費用で以下のものである。 支払手数料(ロイヤリティを含む。)、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。
- (14) <u>年間営業用固定資産取得額</u>は、事業所において平成24年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)。
 - ①「機械・設備・装置」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。
 - ②「土地」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。
 - ③「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの 建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。
 - ④「無形固定資産」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。